

2019年2月22日

エコマーク商品類型 No.145「プロジェクタ Version2.0」認定基準の改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯

「プロジェクタ Version2.0」では、海外タイプ I 環境ラベル機関との相互認証のさらなる推進を念頭に国際的にも先進的な基準を策定すると共に、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準に対して上位基準となるように考慮して、認定基準を制定した。今回、同基本方針の平成 31 年 2 月 8 日変更閣議決定により、製品本体の質量に係る内容が変更されることを受け、同基本方針との整合を図るべく改定を行う。

2. 改定箇所（*下線部を追加、見え消し部を削除）

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-1 省資源と資源循環

(1) 製品本体の質量(付属品含まない)は、表 1 に適合すること。

表 1 製品本体質量の基準

光出力(明るさ) x[lm]	製品本体質量[kg]
x < 2500	≤ 4 × α × β
2500 ≤ x < 4000	≤ 5 × α × β
<u>x < 5000</u>	<u>≤ 0.0012 × x × α × β</u>
x ≥ 54000	≤ 0.003 × x × α × β

α：~~超短焦点プロジェクタの場合は 1.5、短焦点プロジェクタの場合は 1.2、短焦点・超短焦点プロジェクタの場合は 1.2、~~それ以外の場合は 1.0 とする。

β：固体光源を使用するプロジェクタの場合は ~~2.0~~1.2、それ以外の場合は 1.0 とする。
~~ただし、光出力が 4000lm 未満で、かつ、超短焦点プロジェクタの場合は、一律 7.5kg 以下とする。~~

3. 改定日： 2019年4月1日

以上